



令和7年度の保育所等の利用申込みを受け付けます

☎ 保健子ども課 子ども家庭係 ☎ 0968・86・5730

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に保育所等の利用を希望するときは、施設利用申込書等の提出が必要です。(年度途中からの利用開始も含まれます。)

申込時に生まれていない子どもの申込書は、受け付けません。

受付期間・時間・申込方法

○保育所・認定こども園(保育2・3号認定)



本庁 保健子ども課に申込

本庁窓口または郵送(11/21役場必着)により申込書を提出ください。

※郵送の場合は、役場に申込書が届き次第必ず電話をします。

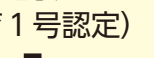
本庁窓口受付

11月5日(火)～11月21日(木) 午前8時30分～午後5時

土日祝日は除きます。

(期間内であれば、先着順ではありません)

○幼稚園・認定こども園(教育1号認定)



希望する園に直接申込



申込書類の配布について

①町内の施設利用中の方は、通園している施設を通してお渡しします。

②町外の施設利用中の方は、10月下旬に郵送します。

③新規の方は、10月20日以降に、本庁保健子ども課、支所地域振興課、町内施設(菊水ひまわり園・あおば保育園・春富保育園・神尾保育園)から受け取りをお願いします。

町ホームページからもダウンロードができます。

詳細は、「令和7年度の利用申込みのご案内」(申込書類に同封しています)をご覧ください。

令和7年度の放課後児童クラブ(学童)の利用申請を受け付けます

☎ 保健子ども課 子ども家庭係 ☎ 0968・86・5730

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に放課後児童クラブの利用を希望するときは、施設利用申請書等の提出が必要です。(長期休暇のみなど途中からの利用開始も含まれます。)

施設利用を必要とする理由が、求職活動、育児休業の事由では申請できません。

受付期間

11月5日(火)～11月21日(木) 土日祝日は除きます。

申請場所

○なごみ学童クラブ(☎090・9560・0072)

○春富保育園学童クラブ(☎0968・34・2074)

○あおば学童クラブ(☎0968・34・2009)

申込書類の配布について

10月20日以降に、各放課後児童クラブから受け取りをお願いします。町ホームページからもダウンロードができます。

詳細は、各放課後児童クラブにお問い合わせください。

現在、菊水地区では、「なごみ学童クラブ」と「菊水小児童クラブ」において、放課後児童クラブを実施していますが、「菊水小児童クラブ」は、「なごみ学童クラブ」の利用定員を上回る希望があったために設置した施設です。

この利用申請については、本来町の学童施設である「なごみ学童クラブ」を利用するための申請となります。

利用申込状況を確認し、「菊水小児童クラブ」の設置と利用等について検討します。

nagomi
お知らせ
news

ふくしの講座&福祉・介護相談会

☎ 福祉課 地域包括支援係 ☎ 0968・86・5724
☎ 和水町社会福祉協議会 ☎ 0968・34・2366

ふくしの講座&福祉・介護相談会を計3回シリーズで開催します。家族を介護している人、介護されている人、福祉や介護に関心がある人など、どなたでもご参加いただけます。参加費は無料で、1回のみ参加でもかまいません。リハビリや福祉の専門職がご相談にも応じます。この機会に、ぜひご参加ください。

▶とき：第1回：10月18日(金) 午前10時～正午
「介護技術講座① ～基礎編～」

第2回：10月25日(金) 午前10時～正午

「介護技術講座② ～応用編～」

第3回：11月8日(金) 午前10時～正午

「知っている役立つケガの対処法」

▶ところ：和水町福祉センター(平野1276番地3)

▶参加費：無料

▶参加方法：電話での事前申し込み。

nagomi
お知らせ
news

たまな圏域電子図書館を利用してみませんか？

☎ 社会教育課 社会教育係 ☎ 0968・34・3047



たまな圏域電子図書館



「たまな圏域電子図書館」がオープンして3年が経ちました。たくさんの人に楽しんでいただけるよう、様々な種類の書籍(およそ5,000コンテンツ)を取り揃えています。この機会に是非利用してみませんか？

「電子図書館の良いところ」

- ・音声で読み上げてくれる機能がある電子図書もあります。
- ・文字を大きくしたり、サイズを変更したりすることができます。
- ・期間が来たら自動で返却されるので、返し忘れの心配がありません。
- ・破いたり、汚したり、紛失する心配がありません。
- ・24時間365日、家にいながら本を借りることができます。

※利用するには、和水町公民館図書室利用者登録が必要です。中央公民館又は三加和公民館で登録することができますので、お気軽にお越しください。

消費生活Q&A

僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。



～今回のテーマ～

※著名人を名乗る投資話の勧誘に注意！



(安しんちゃん)

おじいちゃんが、SNSで有名経済評論家主催の投資の勉強会に登録したんだって！ 評論家からノウハウを教えてもらって、信用できると思ったからお金を振り込んだって言ってたけど大丈夫かな？



(なごワン)

最近、SNS上で消費者を信用させるために、著名人本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘が行われているんだワン！投資名目で振り込みしたけど、『追加費用を支払わないとお金が引き出せないと言われた』『相手と連絡が取れなくなった』という被害が発生しているワン！



(安しんちゃん)

えっ、おじいちゃんが振り込んだお金はどうなるの？



(なごワン)

振込先が個人名義の口座を指定された場合は詐欺だワン！いったん振り込んでしまうと、被害回復が難しいワン。

トラブルにあわないためには…

- ①著名人の公式サイトや公式アカウント等で注意喚起が出ていないか確認。
- ②SNS上で勧誘を受けてもすぐに契約したり、入金したりしない。
- ③個人名義の口座に投資資金を振り込まない。
- ④振り込む前に、家族や周囲の人に相談する。

「あれ、おかしいな？」と思った時には、消費生活センターに相談するといいワン。